

中央環境審議会総合政策部会の小委員会及び専門委員会の設置について

平成 13 年 4 月 23 日総合政策部会決定
平成 14 年 4 月 17 日改正
平成 15 年 9 月 24 日改正
平成 17 年 11 月 10 日改正
平成 18 年 11 月 22 日改正
平成 19 年 9 月 13 日改正

中央環境審議会議事運営規則(平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。)第 8 条第 1 項及び第 4 項並びに第 9 条第 1 項に基づき、総合政策部会に置く小委員会及び専門委員会の設置について、次のとおり決定する。

1. 公害防止計画小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「公害防止計画小委員会」を置く。
- (2) 公害防止計画小委員会は、環境基本法第 17 条第 1 項に基づく公害防止計画の策定指示及び同条第 3 項に基づく公害防止計画の同意その他公害防止計画に関する事項に関する審議を行う。
- (3) 公害防止計画小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

2. 環境研究・技術開発推進戦略専門委員会

- (1) 議事運営規則第 9 条の専門委員会として、「環境研究・技術開発推進戦略専門委員会」を置く。
- (2) 環境研究・技術開発推進戦略専門委員会は、環境研究及び環境技術開発を重点的に推進するための戦略の在り方に関する調査を行う。
- (3) 環境研究・技術開発推進戦略専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

3. 環境基本計画点検小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「環境基本計画点検小委員会」を置く。
- (2) 環境基本計画点検小委員会は、総合政策部会を補佐するため、環境基本計画の点検に関する事務のうち主として個別の分野の点検に関する審議を行う。

4. 環境情報専門委員会

- (1) 議事運営規則第 9 条の専門委員会として、「環境情報専門委員会」を置く。

(2) 環境情報専門委員会は、環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針に関する調査を行う。

(3) 環境情報専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。